

<平成29年度就園認定早見表>

1、補助金額（平成29年度市区町村民税課税額を基に算定）

表1

階層	条件	補助額（年額）		
		第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護世帯	308,000円		
B	区民税非課税世帯	272,000円	308,000円	
C	区民税所得割非課税世帯			
D1	区民税所得割 77,100円以下世帯	139,200円	223,000円	308,000円
D2	区民税所得割 211,200円以下世帯	62,200円	185,000円	308,000円
E1・E2	上記区分以外の世帯	非該当	154,000円	308,000円

表2：ひとり親世帯等（ひとり親世帯や在宅障害児（者）のいる世帯）

階層	条件	補助額（年額）		
		第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護世帯	308,000円		
B	区民税非課税世帯			
C	区民税所得割非課税世帯			
D1	区民税所得割 77,100円以下世帯	272,000円	308,000円	
D2	区民税所得割 211,200円以下世帯	62,200円	185,000円	308,000円
E1・E2	上記区分以外の世帯	非該当	154,000円	308,000円

第何子の数え方について：表1・2ともに、D2・E1・E2に該当する場合、同一生計の小学校3年生以下のお子さんの中で園児さんが何番目のお子さんなのかで決まります。（B～D1は年齢制限がありません。）

年度内に途中入園、退園されている方は次の算式により補助額を計算します。

入園を伴う場合は、(表1または表2の就園奨励費補助金年額単価) × $\frac{(在籍月数 + 3)}{15}$

入園を伴わない場合は、(表1または表2の就園奨励費補助金年額単価) × $\frac{在籍月数}{12}$

2、保護者の年間最低負担額（年額）

階層	保育料（表1に該当する方）	保育料（表2に該当する方）	入園料
A	0円	0円	1,000円
B	3,600円（第1子） 0円（第2子）		
C	6,000円（第1子） 0円（第2子）		
D1	36,000円	36,000円（第1子） 0円（第2子）	
D2		36,000円	
E1・E2			

表1・表2で第3子以降に当てはまる場合は、保育料の年間最低負担額は0円になります。

< 就園認定早見表の見方 >

ケース

【小学4年生の姉、兄、弟が同時在園 世帯の所得割課税額の合計が230,000円の場合】

兄：非該当 弟：154,000円

住民票上は、姉第1子、兄第2子、弟第3子となりますが、補助額を決定する場合の判定は兄が第1子、弟が第2子となり、住民票上の数え方と異なりますのでご注意ください。

表1

階層	条件	補助額（年額）		
		第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護世帯	308,000円		
B	区民税非課税世帯	272,000円	308,000円	
C	区民税所得割非課税世帯			
D1	区民税所得割 77,100円以下世帯	139,200円	223,000円	308,000円
D2	区民税所得割 211,200円以下世帯	62,200円	185,000円	308,000円
E1・E2	上記区分以外の世帯	非該当	154,000円	308,000円

E1・E2階層部分に該当

兄が非該当

弟が154,000円に該当

ケース

【小学4年生の姉、兄、弟が同時在園 世帯の所得割課税額の合計が70,000円の場合】

兄：223,000円 弟：308,000円

D1階層なので、第何子の数え方に年齢制限がなくなり、姉第1子、兄第2子、弟第3子となります。

表1

階層	条件	補助額（年額）		
		第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護世帯	308,000円		
B	区民税非課税世帯	272,000円	308,000円	
C	区民税所得割非課税世帯			
D1	区民税所得割 77,100円以下世帯	139,200円	223,000円	308,000円
D2	区民税所得割 211,200円以下世帯	62,200円	185,000円	308,000円
E1・E2	上記区分以外の世帯	非該当	154,000円	308,000円

D1階層部分に該当

兄が223,000円、弟が308,000円に該当